

天理市公告第 15 号

都市計画法に基づく公聴会の開催について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条第 1 項の規定により、大和都市計画山の辺土地区画整理事業及び大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和 5 年 3 月 1 日

天理市長 並 河 健

1. 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和 5 年 3 月 26 日 (日) 午後 2 時から	天理市役所 5 階 533 B 会議室 (天理市川原城町 605 番地)

2. 作成しようとする都市計画の変更案の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画山の辺土地区画整理事業	天理市三島町、田部町、別所町、石上町、小田中町及び櫛本町の各一部
大和都市計画道路 3・4・400 天理停車場線	天理市田部町、石上町、小田中町及び櫛本町の各一部
大和都市計画道路 3・4・407 田部別所線	天理市田部町、別所町及び石上町の各一部

### 3. 変更案に関する図書の閲覧

2に関する関係図書は、天理市建設部都市整備課区画整理推進室において、令和5年3月1日（月）から令和5年3月15日（水）まで一般の閲覧に供します。

### 4. 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（天理市の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢、職業及び電話番号を併記した文書1通（別記様式参照）を天理市長宛とし、天理市建設部都市整備課区画整理推進室（天理市川原城町605番地）に令和5年3月15日（水）までに必着するよう提出してください。

### 5. 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述意見書を提出した者のうちから天理市長が選定し、その旨を通知した者とします。

### 6. 変更案に関する問い合わせ

天理市建設部都市整備課区画整理推進室（0743-63-1001）に問い合わせてください。

### 7. 公聴会に関する問い合わせ

天理市建設部都市整備課区画整理推進室（0743-63-1001）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。